

○財務省告示第百十八号

関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から適用する。

令和三年四月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>関税法施行規則第十条第五項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める</p>	<p>関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子</p>

書類等を定める件

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第十五号。以下「規則」という。）第十条第五項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類等を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

1 規則第十条第五項に規定する財務大臣が定める書類は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条第一項の規定により保存

計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第十五号）第一条の四、第八条、第十条及び第十条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等

しなけれ  
ばなら  
ないこ  
ととさ  
れてい  
る関税  
関  
係書類  
のうち  
、次に  
掲げる  
書類以  
外の書  
類とす  
る。

「一・二 略」

三 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号。以下「令」という。）第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書、同項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書及び関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十七条第一項に規定する原産地証明書

四 令第八十三条第五項の規定により関税関

の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する財務大臣が定める書類は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第一項、第六十七条の八第一項並びに第九十四条第一項及び第二項の規定により保存しなければならぬこととされている書類のうち、次に掲げる書類以外の書類とする。

「一・二 同上」

「号を加える。」

三 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十

係帳簿への記載を省略した事項が記載されている関税関係書類

五|| 「略」

2|| 前項の規定は、規則第一条の四第一項において準用する規則第十条第五項に規定する財務大臣が定める書類について準用する。この場合において、前項中「第九十四条第一項」とあるのは「第七条の九第一項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、同項第四号中「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関

号）第四条の十二第三項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した事項、同令第五十九条の十二第三項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した事項又は同令第八十三条第五項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した事項が記載されている書類

四|| 「同上」

「項を加える。」

税関係帳簿」とあるのは「特例輸入関税関係帳簿」と読み替えるものとする。

3||

第一項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、規則第八条第一項において準用する規則第十条第五項に規定する財務大臣が定める書類について準用する。この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十七条の八第一項」と、「関税関係書類」とあるのは「特定輸出関税関係書類」と、同項第四号中「第八十三条第五項」とあるのは「第五十九条の十二第三項」と、「関税関係帳簿」とあるのは「特定輸出関税関係帳簿」と読み替えるものとする。

4||

第一項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、規則第十一条第一項において準用する規則第十条第五項に規定する財務大臣が定め

「項を加える。」

「項を加える。」

る書類について準用する。この場合において  
、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは  
、「第九十四条第二項において準用する同条  
第一項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は  
注記である。